

第104号

2026年3月15日発行

編集発行

蒲生地区人権のまちづくり協議会

事務局：蒲生コミュニティセンター

電話 0748-55-0207

IP電話 050-5801-0207

和と輪



「佐々木神社(蛸梅)春の気配」 絵・片山碓三郎 (さくら川スケッチクラブ会員)

おわらび

蒲生幼児園は、今年創立十周年を迎えました。大塚町にあった蒲生幼稚園が五〇年の歴史に幕を下ろし、平成28年4月、現在の市子川原町に移転、開園しました。

十周年を控えた令和6年の夏、蒲生幼児園は大きな試練に直面しました。それは蒲生幼稚園のシンボルでもある広大な園庭の芝生が猛暑により、全て枯れ、丸焦げ状態になってしまったのです。どれだけ水を撒いても芝生は再生せず、代わりにぬるぬるとしたイシクラゲが繁殖し、園庭は危機的状況になりました。この状況を保護者の皆様も本当に心配し、一緒に胸を痛めてくださいました。芝生再生に向け、令和7年6月に、保護者様のご協力のおかげで移植作業を行う事ができました。なかなか結果は出ませんが、根気よく世話をすることが大事でした。暑い夏の作業は本当に大変でしたが、保護者様からの、励ましや労いの言葉に力をいただきました。9月には緑いっぱいの園庭に戻すことができました。運動会では十周年のお祝いと共に、芝生再生の喜びを保護者の皆様と分かち合う事ができました。温かいお気持ちで見守ってくださった保護者の皆様に感謝の気持ちでいっぱい입니다。

蒲生幼児園長 中根 たみ子

視点

誰もが輝き、尊重し合える東近江市へ ハラスメントのない職場と社会を目指して

東近江市人事課

現代社会において職場や地域でのハラスメントは、個人の尊厳を傷つけるだけでなく、組織の活力や地域の絆を損なう深刻な問題となっています。市では、誰もが安全・安心に活動できる環境を整えるため、男女共同参画や人権尊重の観点から、職場や地域におけるハラスメント防止の啓発を行っています。

市職員のハラスメント防止対策としては、「東近江市職員のハラスメント防止等に関する規程」を定め、職員の利益の保護と公務能率の維持に努めています。規程では、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメントなどを明確に定義し、これらを組織全体で「許されない行為」として厳格に禁じています。ハラスメントは、行為者の意図に関わらず、相手の受け止め方や職場環境が悪化したかどうかでも判断基準となります。市では、全職員に対し、研修などを通じてハラスメントが個人の尊厳を傷つけ組織の活力を削ぐ深刻な問題であることを認識し、職員一人ひとりが互いを尊重し合える意識の醸成を図っています。

プライバシー保護と不利益な取扱いの禁止を徹底し、事案発生時には迅速かつ公正に対応する仕組みを運用しています。このほか、日頃から職場内でのコミュニケーションを活性化し、多様な価値観を認め合うことで、問題を未然に防ぎ、早期に相談し合える風通しの良い組織文化の定着を目指しています。

さらに、近年社会問題化している「カスタマーハラスメント」への対策にも取り組んでいます。利用者からの著しい迷惑行為や過剰な要求は、職員の心身を疲弊させるだけでなく、適切な市民サービスの提供を妨げる重大な課題です。市では、職員が安心して職務に専念できる環境を守るとともに、市民の皆様とより良い関係を築くため、啓発ポスターの掲示を行っています。これにより、不当な言動を抑制し、互いに尊重し合える窓口

環境の確保を目指しています。ハラスメントをなくすために必要なのは、私たち一人ひとりの「想像力」ではないでしょうか。自分の言動が相手を傷つけていないか、常に問い続けることが求められています。このことは、地域の事業所や活動の現場においても、共通して大切にすべき指針となるのではないのでしょうか。互いを尊重し、認め合う心があれば、ハラスメントのない社会は実現できると思います。誰もが自分らしく、誇りを持って生きていけるまちを、共に築いていきましょう。

カスタマーハラスメント STOP!

威圧的な言動・罵声・脅迫・暴力
器物破壊・誹謗中傷・差別的発言
オレの言うことが聞けないのか! 土下座しろ!

不当、過大な要求
なぜできない! これくらいできるだろ!

時間拘束
納得するまで帰れないわ! あなたがこう言ったじゃない

人物や名札を撮影し SNSへ投稿
SNSにアップするぞ!

お互いに尊重される社会を目指して
職員が安心して公務を遂行できる環境を整えることは、市民サービスの向上にもつながります。ご理解とご協力をお願いします。
長時間の居座り、罵声、暴言、不当要求又はこれらに類する行為を行った場合は、東近江警察署へ連絡し、退去を命じます。 人事課

東近江市

編集後記

「世の中は三日見ぬ間の桜かな」とはよく言ったもので、全て変わっていくのが早く感じられる今日この頃です。

巷間メディアで伝えられるハラスメントについても、例外ではありません。

特にパワーハラ・セクハラ・モラハラなど相手に不快感や不利益を与え尊厳を傷つける、嫌がらせの迷惑行為は許されるべきではありません。

ハラスメントを防止するには、地域職場学校園などでの研修、学習を通じて最新の情報をアップデートし、講師を交えた、話し合いの場を持つ事が一番大切です。

「コミュニケーション不足していることが、全てのハラスメントに共通しています。」

無意識の偏見や個人の価値観の違いを考えさせられます。

(編集委員)



家庭や地域で起こるハラスメントって何?

家庭や地域の中で、人と接することがあります。その時に相手の言動によって、うれしい気持ちになったり、幸せな気分になったりすることがあります。逆にいやな気持ちになることもあります。それがハラスメントです。昔からよくあることです。今は、ハラスメントを正しく理解して防止に取り組むことが大切です。防止の取組が絆を強くしたり、組織力を高めたりすることになります。



職場では

事業主は職場におけるパワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産等ハラスメントを防止するために必要な措置を講じることが法律で規定されています。研修の場の設定、相談の窓口の設置、行為者への厳正な対処等が行われています。

人権文化の花咲くまちを築きましょう

人権意識が高く、すべての人が居場所があり生きがいのあるまち



ハラスメントとは

言葉や行動などで相手に不快な思いをさせたり、人間としての尊厳を傷つけたりすることです。相手より上に立ちたい、ストレスの発散のために行う言動は、決して許される事ではありませんが、「悪意」がなくても、相手の幸せを願っての行為でも、受け取る側が不快な感情を抱けばハラスメントとなります。



悲しい気持ちになる人の思いを考えよう

下記の事例は、地域の人から実際経験したハラスメントを集めたものです。どういう人がどういう状況で言われたら悲しい思いになるか想像してください。例えば、「集合時刻に遅れたとき、走れと叫ばれた」の例では、若い人に対して言った場合は、「ごめん」と走ってくると思われそうですが、高齢者や足を怪我している人に対してならどうでしょう。遅れた理由も仕方のないものだったらどうでしょうか。

- ◆集合時刻に遅れたとき、走れと叫ばれた。
- ◆行事の参加に対して、昔からみんなやっていたと無理強いされる。
- ◆B型と言っただけで変わっていると言われる。
- ◆近所の人から「まだ子どもできひんのか」と聞かれる。
- ◆スマホの操作を息子に聞くと「いい加減に覚えろ」と怒られる。
- ◆自治会の役員を十分な説明がない中で割り当てられた。
- ◆近所の人から「あんたの子どもは頭がよいからええな」とよく言われる。
- ◆地域の人から「〇〇委員をいつまでされるのですか」と聞かれる。
- ◆夫から私のことを「おまえ」、人前では「こいつ」と呼ばれる。
- ◆女性は草刈り機を使用してはだめと注意された。
- ◆「たばこ臭い」と周りから言われる。吸う場所がない。
- ◆寄合に行ったら「こんな大事な会に女が来て」と言われた。
- ◆自治会の役員になったが、妻は協力や手伝うということがない。
- ◆夫から「働いているのに、なんで子育てせなあかんねん」と言われる。
- ◆飲み会の帰りが遅くなった夫に、迎えに来よう強く頼まれる。



自治会長が、地区の運動会に参加してくれた若者を飲み会に誘っています。若者がうれしいと感じたら、関係性がよくなると思われれます。しかし、飲み会に誘われていやな気持ちになる場合もあります。断れないような状況なら、パワーハラスメントとなります。



仕事に行こうと家を出た時、久しぶりに隣のおばさんに出会いました。若者が自分のことを気にかけてもらっていると感じたら関係性がよくなると思われれます。しかし、結婚をしたくない、できない問題を抱えているならいやな気持ちになる場合もあります。その場合は、ハラスメントとなります。

<イラスト 洞智子>

ハラスメントの学びを進めると、「何もできない、何も言えない」という気持ちになることがあります。私たちは、周りの人から受ける言動により、安心したり、勇気づけられたり、やる気が湧いたりします。積極的に人と接していきましょう。そのときに、自分も悪意なく人を不快な気持ちにすることもがあると自覚しましょう。そして、「あれっ」と気づいた時は、注意したり話し合ったりしましょう。

